

市県民税・国民健康保険税の 申告受付相談

平成24年度の市県民税および国民健康保険税の申告受付と申告相談を行います。

待ち時間を少なくするため、別表のとおり地区ごとに相談日を指定していますが、ご自分の地区の指定日に来られない場合でも、必ず3月15日(木)までに申告してください。

該当する人については、2月上旬に別途申告の案内を送付します。なお、年金を受給している人で、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などを追加する人も期間内に申告してください。

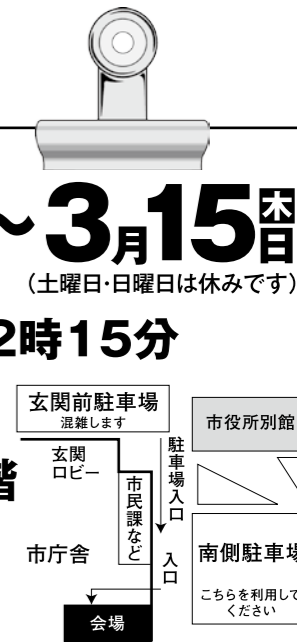
相談日	相談地区	
	8:30 ~ 12:15	13:00 ~ 17:00
2/17 金	城山町・城山団地 川端町	高住町・三井大藪
2/20 月	新生町・川宮	平岡・新川宮 文字山団地・角銅原
2/21 火	上弓削田・見立 見立口・船尾	下弓削田・弓ヶ丘 西福寺団地
2/22 水	三井平原・西平松町 三井本部西・桜町	大浦団地・大浦市住 西本町・宮尾町
2/23 木	三井伊田	夏吉・清瀬・夏吉2区 泉ヶ丘
2/24 金	猪位金1区~5区	岩屋・野上 新野上団地・江田 猪位金6区~7区
2/27 月	伊加利・平原県住・平原 小森台・伊加利県住 協和	御祓・立見・昭和団地 西ヶ浦市住・初井
2/28 火	松原1区・松原2区	松原3区
2/29 水	上伊田西・下伊田 松見ヶ丘・緑町	日吉町・日吉町団地 日吉町市住・向陽台 清水町
3/1 木	三井鎮西・ひかりヶ丘	東町・桐ヶ丘
3/2 金	上伊田東	糸飛・山吉 夏吉緑ヶ丘・平松町
3/5 月	白鳥町・南白鳥町 古賀町	大黒町・奈良 松の木団地
3/6 火	新町・栄町	丸山町・春日町
3/7 水	後藤寺東団地・霞ヶ丘・ 新霞ヶ丘	後藤寺西団地 上ノ山団地 大浦朝日ヶ丘 新大浦町・大浦町
3/8 木	芳ヶ谷・田川団地 桜ヶ丘	中央団地1区~4区 雇用促進住宅 中央県住
3/9 金	魚町・伊田町・番田町 寿町	鉄砲町・吉田
3/12 月	本町・上本町	長尾・位登団地・清美町
3/13 火	糰・高柳団地・星美台	会社町・平和団地 あさひ台県住・下見立
3/14 水	蛭ヶ丘・日の出町 千代町・中央町	市民プール・浄水場下

■期間
2月16日 ~ **3月15日**
(土曜日・日曜日は休みです)

■受付時間
8時30分~12時15分
13時~17時

■受付会場
田川市役所1階
「大会議室」

※期間中は駐車場が混雑します。なるべく公共交通機関を利用してください。



- ### 申告に必要なもの
- ① 申告案内はがき
 - ② 印鑑
 - ③ 事業(営業)などを行っている人
収入支出のわかる帳簿領収書類
 - ④ 農業をしている人
収入支出のわかる帳簿領収書類
(営農通帳・農協の購買品明細書など)、大型農機具を購入した場合の領収書、リースセンター・カントリーエレベーターの利用料がわかるもの、小作料の領収書、収入経費管理表など
 - ⑤ 給与収入(アルバイトなど含む)のある人
源泉徴収票または給与支払証明書
 - ⑥ 年金収入のある人

- ⑦ 所得控除に必要な書類
公的年金などの源泉徴収票
族年金・障害年金の年金証書
生命保険料・地震保険料の支払証明書、国民年金などの支払証明書、または領収書、医療費の領収書、身体障害者手帳など
※社会保険料控除を受けるには、その保険料の支払いを証明する書類が必要になりますので、必ず持参してください。
※医療費控除を受ける人は、領収書の合計額を計算して持参してください。また、高額医療や生命保険などの補てんがあるときは、補てん額のわかる書類を持参してください。
※障害者控除で、市から障害者控除対象者の認定を受けている人は、認定書を持参してください。

- ### 注意事項
- この申告は、平成23年1月1日から平成23年12月31日までの1年間の収入を申告するものです。所得税の確定申告書を税務署に提出した人は、市県民税などの申告をする必要はありません。国民健康保険に加入している人は、収入が無くても申告してください。
 - 申告受付では時間に余裕をもつてお越しくください。
 - 税務署から確定申告関係書類が届いた場合は、可能な限り「たがわ情報センター」で申告してください。

医療費控除を申請する人へ

医療費の確認のため領収書などを持参していただいておりますが、計算をしていない人が多く、結果として待ち時間の増加を招くという事態になっています。この混雑を解消するため、会場内に医療費計算コーナーを設置します。医療費控除の計算をしていない人は、医療費計算コーナーで計算(医療費明細書の作成)してから申告受付となりますので、ご理解とご協力をお願いします。申告の際は、下記、「医療費の明細書」をご利用ください。

※医療費控除とは、自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費を控除するものです。控除額の算出は以下のとおりです。

$$\text{医療費控除額} = [\text{医療費の合計}] - [\text{保険金などで補てんされる額}] - [\text{総所得金額などの5\%か10万円のどちらか少ない方の額}]$$

※ただし、控除額は200万円を限度とします

医療費の計算の仕方

※領収日を確認してください。(平成23年1月1日~平成23年12月31日までのもの)

※計算は、領収書を人ごとに分け(A子・B子)、次に外来と入院に分けて計算します。

※事前に明細書が必要な人は、市役所・田川税務署に置いてありますのでご利用ください。

[記入例]

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	控除の対象となる医療費の内訳		左のうち生命保険や 社会保険などで補てん される金額
			外来・入院	支払った医療費	
田川 A子	妻	〇〇病院ほか	外来	50,000円	
田川 B子	子	〇〇病院・△△薬局	外来	50,000円	
田川 B子	子	□□病院	入院	500,000円	300,000円
合計				600,000円	300,000円

平成23年分 医療費の明細書

住所

氏名

※この明細書は申告書と一緒に提出してください。

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	控除の対象となる医療費の内訳		左のうち生命保険や 社会保険などで補てん される金額
			外来・入院	支払った医療費	
合計					